

志木市職員働き方改革推進事業

令和7年4月から

「職員の働き方改革」と「デジタル市役所の活用による市民サービスの向上」のため、以下の施策を実施します。

1. 庁舎開庁時間を変更します



- ・開庁時間を**8:45～16:30**へ変更します。
- ・志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所などの一部施設は従来どおりの開庁時間となります。
- ・サービス向上に向けて、電子申請やコンビニ交付などを活用した「市役所に行かなくていい」仕組みづくりに取り組んでいます。

2. ビジネスカジュアルを導入します



©(公財)志木市文化スポーツ振興公社

- ・通年**ノーネクタイ、ノージャケット**を可とします。
- ・スニーカーの着用を可とします。
- ・TPOにふさわしい服装を心がけます。

3. 勤務間インターバルの導入・テレワーク利用を拡充します



- ・勤務終了後から翌日の始業までに原則、11時間の休息を設けます。
- ・「志木市職員在宅勤務等実施要綱」を見直して、働き方の選択肢を増やします。

接遇標語「気づかいと おもいやりから 信頼へ」をモットーに、実施中の取組み等と連動し、トータル的に働き方改革を進めていきます！

【連動する活用策】

- ・フレキシブルタイム(時差出勤等)制度の活用 …13類型
- ・ハラスメント 志木市職員 しない させない ゆるさない宣言
…令和6年6月1日制定